

「化粧用パッティング材」事件

【事件の概要】

「化粧用パッティング材」の発明の進歩性が争われた事例。

【事件の表示、出典】

H21.10.22 知財高裁平成 20（行ケ）第 10398 号事件
裁判所 H P

【参照条文】

特許法第 29 条第 2 項

【キーワード】

進歩性

1. 事実関係

原告は、発明の名称を「化粧用パッティング材」とする特許第 3782813 号（本件特許）の特許権者である。

被告が、本件特許について特許無効審判を請求したところ、原告は、本件特許について、特許請求の範囲の請求項 1 の記載を訂正（本件訂正）する旨の訂正請求をした。

特許庁は、本件訂正を認めた上、本件特許を無効とするとの審決（本件審決）をした。本件は、その審決の取消しを求める事案である。

本件審決が認定した相違点

<相違点 1 >

本件発明 1（本件訂正後の請求項 1 に係る発明）は、化粧用シート部材が、顔面の部分的パックに適する厚さ及びサイズに形成された化粧用パック材であって、該パック材はウォータージェット噴射によって表面加工されて成り、化粧用パッティング材は側縁部近傍を圧着手段によってパック材が剥離可能に接合されて成り、該パッティング材に化粧水を浸潤させてパッティングし、該パッティング動作終了後、該パッティング材から化粧用シート部材を一枚毎剥離し、該剥離した化粧用シート部材を顔面の必要個所に所定時間装着させてパックできるように構成されているのに対し、

引用発明（引用例：特開 2000-335667 に記載された発明）は、少なくとも単位コットン 1（化粧用パッティング材）は、ウォータージェット噴射によって表面加工されて成っているが、各層（化粧用シート部材）がウォータージェット噴射によって表面加工されて成っているか不明であり、単位コットン 1（化粧用パッティング材）は積層した各層（化粧用シ

シート部材）がどのように接合されているのか不明であり、単位コットン1（化粧用パッティング材）に化粧水を浸潤させてパッティングし、該パッティング動作終了後、単位コットン1（化粧用パッティング材）から各層（化粧用シート部材）を一枚毎剥離し、該剥離した化粧用シート部材を顔面の必要個所に所定時間装着させてパックできるように構成されているか不明である点

本件審決が認定した周知事項

<周知事項1：周知例1ないし3の記載及び本件検証物>

化粧用品において、コットンを少なくとも構成の一部とする積層構造体の製造方法として、積層された各層の長手方向側縁部近傍を圧着手段で剥離可能に接合すること

<周知事項2：周知例4の記載>

化粧用コットンを一枚毎に剥離して、パック材として使用すること

本件審決の内容

(1)化粧用シート部材を剥離可能に接合し、これを化粧用パック材とするとの構成について

引用発明に周知事項1及び2を適用して、引用発明の各層（化粧用シート部材）を剥離可能に接合するとともに、これを化粧用パック材とすることは当業者が容易になし得ることであると判断した。

(2)化粧用シート部材にウォータジェット噴射による表面加工をするとの構成について

引用発明の各層（化粧用シート部材）を1枚ごとに剥離可能としてパック材として使用可能とする際、その使用態様に合わせて各層（化粧用シート部材）にウォータジェット噴射による表面加工（WJ加工）をすることは当業者が必要に応じて適宜なし得ることであると判断した。

2.主な争点

取消事由2（相違点1についての判断の誤り）

3.裁判所の判断

(1)化粧用シート部材にWJ加工をするとの構成に係る解決課題について

個々の化粧用パック材にWJ加工を施すことにより解決すべき主たる課題は、化粧用パッティング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちの防止にあったといえることができる。

化粧用パッティング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちを防止することが、本件出願当時の当業者にとって自明又は周知の課題であったと認めるに足り

る証拠はなく、・・・本件出願当時の当業者は、化粧用パッキング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちを防止することを解決課題として認識していなかったものと認めるのが相当である。

(2) 化粧用パッキング材（化粧綿）から剥離される各層（各部材）にW J加工を施す動機付けについて

引用例の記載によると、W J加工は、ふっくらと仕上げられ、内部に空気を含んでかさ張った状態となる単位コットンを圧縮包装するとの構成を採用した発明において、単位コットンをふっくらとした、毛羽立ちが少なく、肌に優しい状態のものに仕上げるための手法の一例として挙げられているにすぎない。

その他、引用例には、積層構造体として形成された単位コットンから各層を剥離した際に生じる毛羽立ちを防止するため、各層にW J加工を施すことを動機付ける旨の開示又は示唆はない。

また、その他、本件全証拠によっても、化粧用パッキング材（化粧綿）から剥離される各層（各シート部材）にW J加工を施すことを動機付ける旨の開示又は示唆のある刊行物（本件出願前に頒布されたもの）が存在するものと認めることはできない。

(3) 本件審決の判断の当否について

化粧用パック材にW J加工を施すとの本件各発明の構成は、化粧用パッキング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちの防止を主たる解決課題として採用されたものであるところ、同課題が本件出願当時の当業者にとっての自明又は周知の課題であったということはできず、また、引用例を含め、化粧用パッキング材（化粧綿）から剥離される各層（各シート部材）にW J加工を施すことを動機付ける旨の開示又は示唆のある刊行物（本件出願前に頒布されたもの）は存在しない。

仮に、引用発明に周知事項 1 及び 2 を適用して各層（化粧用シート部材）の側縁部近傍を圧着手段により剥離可能に接合するとともに、各層を化粧用パック材として使用することが、本件出願当時の当業者において容易になし得ることであったとしても、また、引用発明の単位コットン（化粧用パッキング材）がW J加工を施したものであることを考慮しても、これらから当然に、各層を 1 枚ごとに剥離可能としてパック材として使用する際にその使用形態に合わせて各層にW J加工を施すことについてまで、本件出願当時の当業者において必要に応じ適宜なし得ることであったということはできない。

その他、引用発明の各層にW J加工を施すことが本件出願当時の当業者において必要に応じ適宜なし得たものと認めるに足りる証拠はない。

よって、相違点 1 に係る各構成のうち化粧用パック材にW J加工を施すとの構成についての本件審決の判断は誤りであるといわざるを得ない。

4.検討

上述のような論理構成で本件発明の進歩性を議論するのであれば、本件のような結論に至るのは妥当であるように思われる（容易の容易は非容易）。

もちろん、「各層（各シート部材）にWJ加工を施すことが記載された刊行物」が存在するのであれば、本件とは異なる結論になる可能性が高いと考えられる。

しかし、そのような刊行物が存在しない場合でも、別の論理構成で本件とは異なる結論を導くことはできないのであろうか。私見ではあるが、理論的にはその可能性もあるように思われる。

ただし、本件では、本判決文中にも明記されているように、本件発明の課題が新しい（自明または周知でない）ことが進歩性の判断に大きな影響を与えている。今後実務を行ううえでは、このような裁判所の判断手法を十分に考慮に入れておく必要があると考える。

（弁理士 津田 理）